

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 112

**〔共通〕** 問1 防災管理者を設置しなければならない建築物その他の工作物の用途、階数及び延べ面積にかかる組み合わせのうち、消防法令上誤っているものを、次表の(1)～(4)のうちから1つ選べ。

	消防法施行令別表第1に掲げる用途	階数	延べ面積
(1)	(5)項イ	地階を除く階数が11以上	1万㎡以上
(2)	(6)項イ	地階を除く階数が5以上10以下	2万㎡以上
(3)	(8)項	地階を除く階数が4以下	5万㎡以上
(4)	(16の3)項	地階	1,000㎡以上

**〔消防用設備等〕** 問1 次の消防用設備等のうち、消防法令上、消防法施行令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物(準地下街)には、その規模要件によらず、設置することを要しないものを1つ選べ。ただし、消防法施行令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物の一部が同表(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物にも供されており、当該部分の用途及び規模要件から当該部分に当該消防用設備等の設置義務が生ずる場合については考慮しないものとする。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) ガス漏れ火災警報設備
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備
- (4) 連結散水設備

**〔消防用設備等〕** 問2 基準面積が1,000㎡未満、かつ、延べ面積が275㎡以上の消防法施行令別表第1(6)項イ(1)もしくは(2)又はロに掲げる防火対象物で、消防法令上、スプリンクラー設備を設置することを要しないものの構造上の要件として、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 当該防火対象物の各室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (2) 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- (3) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、1の開口部の面積が4㎡以下であり、当該開口部に、一定の基準に適合する防火戸を設けたものであること。
- (4) 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

**〔防火査察〕** 問1 消防法(以下「法」という。)第4条に規定す

る立入検査に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 法第4条第1項ただし書きで立入が制限されている個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当する。
- (2) 法第4条第1項に基づき飲食店の立入検査を実施する際、パート従業員から証票の提示請求があったが、パート従業員は関係のある者に該当しないので、証票を提示する義務はない。
- (3) 法第4条第1項に基づきホテルの立入検査を実施していた時、違反を発見し、当該事実を明確にするため、関係者に写真撮影をしたい旨伝えたが、関係者が拒否したので、図面を作成するなどして違反事実を記録した。
- (4) 法第4条第1項に基づき百貨店の立入検査を実施した結果の通知は、原則として、通知書で行い、通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。

**〔防火査察〕** 問2 消防法(以下「法」という。)第4条に基づく立入検査を実施した結果、避難の支障になる物件を現認し、法第5条の3に基づく除去命令等に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 物件の所有者で権原を有する者を確知したので、この者に対し、消防吏員名の除去命令を発動した。
- (2) 物件の所有者で権原を有する者を確知したが、この者の住所が現場から遠く命令を伝えるまでに時間を要し、かつ、一刻も早く命令を行わなと重大な支障を生じると判断したので、物件の存する防火対象物の関係者を名宛人として、消防吏員名の除去命令を発動した。
- (3) 物件の所有者で権原を有する者を確知することができず、緊急の必要はないと認めたので、消防署長が相当の期限を定めて、当該消防職員に措置を実施させる旨の公告を実施した。
- (4) 物件の所有者で権原を有する者を確知することができず、消防吏員が緊急の必要があると認めたので、公告を実施せず、速やかに当該消防吏員が当該物件を除去し、消防署で保管した。

**〔危険物〕** 問1 次のa～dの組み合わせの第4類の危険物を車両で運搬する場合、「危」の標識を掲げることが義務づけられているものはいくつあるか。

- a. 第1石油類(非水溶性)200ℓ、第4石油類3,000ℓ
  - b. 第2石油類(水溶性)400ℓ、第3石油類(非水溶性)1,500ℓ
  - c. アルコール類400ℓ、第2石油類(非水溶性)1,000ℓ
  - d. 第1石油類(非水溶性)150ℓ、第2石油類(非水溶性)500ℓ
- (1) 1つ
  - (2) 2つ
  - (3) 3つ
  - (4) 4つ

問2 答 (1)

解説 駅によっては、駅事務室に専用の空調が設置されていることから、前身指揮所の活動拠点として活用し、指揮本部の位置は、災害の把握できる指揮活動上便利な位置に設置する。

問3 答 (5)

解説 火花を発生する機器等の使用は厳禁とする。

〔救急〕

問1 答 (2)

解説 損害補償は、非常勤消防団員等に係わる損害補償の基準を定める政令第1条に定められており、①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償、⑤介護補償、⑥遺族補償、⑦葬祭補償の7種類がある。消防実務質疑応答集P.378参照。

問2 答 (5)

解説 正しくは「傷病者の切迫性」である。大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について(平成29年3月30日付 消防救第48号消防庁救急企画室長通知)参照。

問3 答 (3)

解説 エボラ出血熱は一类感染症、コレラ、腸チフスは三类感染症、マラリアは四类感染症、麻しんは五類感染症である。一类感染症は都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長)が移送を行うとされている。

予防火術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 防災管理者を設置しなければならない建築物その他の工作物は、自衛消防組織の設置を要する防火対象物(消防法施行令第4条の2の4参照)とされている。消防法施行令第46条参照。

- (1) ○ 消防法施行令第4条の2の4第1号イ参照。
- (2) ○ 同号ロ参照。
- (3) ○ 同号ハ参照。
- (4) × 消防法施行令第4条の2の4で(1603)項は対象外とされている。なお(1602)項(地下街)には延べ面積1,000㎡以上のものに防災管理者設置義務がある。消防法施行令第4条の2の4第3号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

- 解説
- (1) ○ 消防法施行令第12条1項7号参照。
  - (2) ○ 消防法施行令第21条の2第1項2号参照。
  - (3) ○ 消防法施行令第23条1項1号参照。
  - (4) × 消防法施行令第28条の2第1項参照。

問2 答 (1)

解説 本設問は、基準面積が1,000㎡未満であるため消防法施行規則第12条の2第1項第2号は適用されず、延べ面積が275㎡以上であるため同条第2項は適用されず、また、(16)項ではないため同条第3項の適用も適用されないことから、同条第1項第1号に関する設問として考えればよい。

- (1) × 消防法施行規則第12条の2第1項第1号イ参照。「各室」でなく、「居室」を区画すれば足りる。
- (2) ○ 消防法施行規則第12条の2第1項第1号ロ参照。なお、設問の防火対象物は延べ面積が275㎡以上であるため、ただし書きの適用はない。
- (3) ○ 消防法施行規則第12条の2第1項第1号ハ及びニ参照。
- (4) ○ 消防法施行規則第12条の2第1項第1号ホ参照。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説
- (1) 立入検査マニュアルにより適切。
  - (2) パート従業員も消防法第4条第2項に規定する「関係のある者」に該当するので、不適切。
  - (3) 立入検査マニュアルにより適切。
  - (4) 立入検査マニュアルにより適切。

問2 答 (4)

- 解説
- (1) 消防法第5条の3第1項により適切。
  - (2) 消防法第5条の3第1項により適切。
  - (3) 消防法第5条の3第2項により適切。
  - (4) 消防法第5条の3第2項の措置を実施できる主体は、消防長又は消防署長のみであるので、不適切。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合(品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を運搬する場合においては、それぞれの危険物の数量を指定数量で除した商の和が1以上となる時)には、「危」の標識を掲げることとされている。ここでは、bだけが商の和が1未満となっている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第30条第1項第2号、同第2項、別表第3

問2 答 (3)

解説 機械により荷役する構造を有する運搬容器で液体の危険物を収納するものは、原則として金属製、硬質プラスチック製及びプラスチック内容器付きの3種類とされており、特例として第3石油類等に限りフレキシブルコンテナを用いることができるとされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する規則別表第3の4  
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の3の3